

【事業者向け】電子契約に係る Q&A

| No. | 質 問 | 回 答 |
|-----|--|--|
| 1 | どの案件が電子契約の対象となりますか。 | 工事や業務委託に関するものは、原則、東彼杵町が発注する全ての案件を対象とします。 |
| 2 | 従来のとおり、紙での契約もできますか。 | 可能です。紙での契約書を希望される場合は、落札時に契約担当課に申し出てください。 |
| 3 | クラウドサイン以外の電子契約システムで契約締結できますか。 | クラウドサイン以外の電子契約には対応しません。 |
| 4 | 電子契約システムの利用に費用はかかりますか。 | 事業者の方の費用負担はありません。 |
| 5 | 電子契約システムへの登録は必要ですか。 | 登録の必要はありません。IC カードによる認証や電子印、インストール等の事前準備が不要で、電子メールアドレスのみで利用できます。 |
| 6 | スマートフォンでも電子契約の締結はできますか。 | 「電子契約利用申出書」に記載されたメールが受信できる環境であれば契約締結ができます。 |
| 7 | 「電子契約利用申出書」は案件ごとに提出ですか。 | 原則、案件ごとの提出になりますが、別案件で提出済みで変更がない場合は、落札後の電子メール等でその旨を申し出ただけであれば、提出を省略させていただきます。変更となった場合は再提出をお願いします。 電子契約に関する委任状についても同様の扱いとします。 (令和6年7月11日更新) |
| 8 | 登録する電子メールアドレスは、会社の代表電子メールアドレスでも問題ありませんか。 | システム的には問題ありませんが、誰でも確認できるメールアドレスの場合は、無権代理（契約権限の無い社員が契約してしまう）とならないよう取扱いに注意してください。 |
| 9 | 契約担当者とは誰のことですか。 | 町の契約担当課との事務的な窓口になる方です。契約事務を行う事務の方や営業の方、契約締結権限者が兼務する場合は代表の方を想定しております。 |
| 10 | 契約締結権限者とは会社の代表者ですか。 | 契約を締結する権限のある方となります。原則、入札参加資格登録されている代表者としてください。契約に関する権限を委任する場合は、「電子契約利用申出書」に委任状をつけて提出してください。 |
| 11 | 契約担当者と契約締結権限者で、同じ電子メールアドレスを使用してもいいですか。 | 2人で同じ電子メールアドレスを使用することはできません。なお、契約締結権限者が契約担 |

| | | |
|----|---|--|
| | | 当者を兼ねる場合は1つのメールアドレスでも構いません。その場合、「電子契約利用申出書」には「同上」と記入してください。 |
| 12 | 事業者側で電子メールアドレスの追加はできますか。 | できません。「電子契約利用申出書」に記載された2名にのみ送信します。 |
| 13 | 電子契約の場合、工程表等の契約書に添付する書類はどのように提出すればいいですか。 | PDF にしたうえで、契約書と同時に電子メールで契約担当課へ提出してください。 なお、添付書類のうち、損保各社の履行保証保険や、証紙貼付の建退共等の原本提出が必要なものは窓口持参もしくは郵送で提出してください。 また、現金で契約保証金を納付される場合は、従来のおり領収書の写しを窓口へ提出してください。 ※契約保証のうち、西日本建設業保証株式会社が提供する D-Sure を利用する場合は電子メールでの提出ができます。 |
| 14 | 工程表等の添付書類に押印は必要ですか。 | 本年6月から添付書類の押印を不要としております。紙で提出する場合も押印不要です。対象となる書類は町のホームページをご確認ください。 |
| 15 | 電子署名を行うのは契約書のみですか。 | 契約書と、従来、契約書に袋とじていた設計図書（仕様書、図面等）です。設計図書にも電子署名及びタイムスタンプが付与されます。 なお、工程表等の添付書類は電子署名を行わず、別で保管します。 |
| 16 | 電子メールを見逃した場合、フォローメール等は送信されますか。 | 進捗がない場合は、こちらからフォローメールを送信するか、電話で状況を確認します。 |
| 17 | 契約書に記載された日付と契約書のタイムスタンプが異なる場合は、どちらの日付が有効になりますか。 | 契約書に記載された日付を有効とします。 |
| 18 | 電子契約した契約書に誤りがあった場合はどのような対応になりますか。 | 契約締結前の場合、取り消しができますので、お気づきの際に契約担当課へ連絡をお願いします。 契約締結後の場合、過去の契約を無効にするなどの文言を追記した新たな契約書を締結するか、訂正の覚書を締結する必要があります。 一度合意締結した契約の修正・解除ができない |

| | | |
|----|--------------------------------------|---|
| | | <p>ためです。</p> <p>なお、契約締結した PDF に手を加えると、改ざんされたものとみなされ、署名が無効となりますのでご注意ください。</p> |
| 19 | 電子契約した案件で契約の変更があった場合の手続はどうなりますか。 | <p>変更契約も電子契約で行います。町から「変更申込書（※押印無し）」を送付しますので、「変更請書(PDF)」を作成いただき、電子メールで契約担当課へ提出してください。決裁後、契約変更申込書及び設計図書並びに契約変更請書をクラウドサインにアップロードしますので、電子署名をお願いします。</p> <p>※電子署名したものが原本となるため、押印をしません。</p> |
| 20 | 電子契約した契約書はどのように保管すればいいですか。 | <p>印刷したものは電子署名の確認ができず「契約書の写し」となりますので、必ず PDF をフォルダやサーバー等適切な場所で保管してください。また、契約書だけではなく、設計図書等の添付ファイルも契約書の一部ですので、全て保管してください。</p> <p>なお、契約締結完了メールのダウンロード URL の有効期限は、セキュリティの観点からメールが送信された日から 10 日間ですので、速やかにダウンロードをお願いします。</p> |
| 21 | 電子契約した契約書の電子署名やタイムスタンプの確認方法を教えてください。 | <p>電子契約した契約書を開き、右上の「電子署名パネル」ボタンを押すと、電子署名及びタイムスタンプを確認することができます・</p> |
| 22 | 電子契約した契約書を印刷した場合、署名や押印は印刷されますか。 | <p>印刷した場合、紙面には電子署名やタイムスタンプは印刷されません。印刷された契約書はあくまで契約書原本の控えという位置づけになります。</p> <p>なお、クラウドサインのフリープラン（無料）を利用されていれば「合意締結証明書」を出力することができます。本書はいつ誰がその書類について合意をしたか確認できるもので、クラウドサインを運営する弁護士ドットコム㈱名義で発行される証明書です。</p> |
| 23 | 電子契約した契約書はコピーや移動が可能ですか。 | <p>電子署名ごとコピーされるため、原本性を確保したままコピーや移動が可能です。通常の PDF ファイルと同様に扱えます。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 24 | 電子契約した契約の保管を失念した、もしくはデータを紛失した場合はどのような対応になりますか。 | 町で保管しているデータを提供します。 |
| 25 | 契約書はシステムで何年間保管されますか。 | 無期限で保管されます。 |
| 26 | 少額の工事等は請書を使用することがありますが、電子契約での手続きはどうなりますか。 | 請書も電子契約で行います。契約書締結と手続きの流れは同様です。 |
| 27 | 電子契約の場合、仮契約書の手続きはどうなりますか。 | 仮契約書で電子契約を行い、議会の議決後に、議会で議決した旨の通知をクラウドサインにアップロードして同意（電子署名）し、双方で保管します。 (令和6年7月26日更新) |